

令和4年4月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年4月11日（月曜日） 午後3時00分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 園田 恭子 2番 江藤 徳幸 3番 繁田郁子
4番 （欠席） 5番 小野 文隆
6番 武石 俊一（副会長） 7番 安藤 慎八（会長）

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衛藤 榮一
4番 川邊 真八 5番 藤原 善和 6番 渡邊 清文
7番 石井由美子 8番 藤本 哲朗 9番 湯浅 定夫
10番 帆足 智己 11番 松方 洋一 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 200㎡未満の農地を所有者自らが
農業用施設用地とする届出について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	藤原 八栄	主幹（統括）	梅木 嘉子
主査	渡邊 智美	主査	繁田 寿美

7. 会議の概要 事務局長	<p>お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>新体制での初めての総会となります。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、ただ今より令和4年4月定例総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスクの着用に、引き続きご協力よろしくいたします。</p> <p>着席して進めさせていただきます。</p> <p>会長あいさつをお願いします。</p>
会長	(あいさつ)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会を進めさせていただきます。</p> <p>農業委員定数7名に対して、6名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。</p> <p>以後の議事の進行につきましては、会長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、3番委員、5番委員よろしく申し上げます。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を申し上げます。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請です。</p> <p>番号1、大字戸畑字村下〇〇〇〇番外4筆で、登記簿地目は田で、面積6,558㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、4番委員です。</p>

議長	<p>番号2、大字戸畑字本田上〇〇〇番で、登記簿地目は田で、面積2,562㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、1番委員です。</p> <p>番号3、大字塚脇字豆田〇〇〇番〇で、登記簿地目は田で、面積1,302㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん外1名。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、2番委員です。</p> <p>番号4、大字小田字冷酒庵〇〇〇番外4筆で、登記簿地目は田で、合計面積5,363㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇県の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、1番委員です。</p> <p>番号5、大字戸畑字村下〇〇〇〇番外1筆で、登記簿地目は田で、合計面積2,221㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、4番委員です。</p> <p>番号6、大字森字郷町〇〇〇〇番1外1筆で、登記簿地目は畑で、合計面積515㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、7番会長です。</p> <p>以上6件です。</p> <p>それでは 担当委員の説明ですが、番号4について、譲受人が〇〇委員のご家族となります。</p> <p>農業委員会法において、委員は委員本人及びその家族に関する事項について議事に参加できないという、議事参与の制限の規定があります。</p> <p>そのため、番号4を除いた、番号6までの審議を行った後、いったん〇〇委員には退席していただき、番号4の審議を行います。</p> <p>それでは、番号4を除いた審議を行います。</p> <p>担当委員の説明ですが、</p> <p>番号1、5を 4番委員の代理で、私が行います。</p> <p>番号2を 1番委員、</p> <p>番号3を 2番委員、お願いします。</p> <p>番号6を 私が説明します。</p>
----	---

7 番会長	<p>番号1の調査結果を報告します。4月8日、譲受人ほか5名で、現地確認を行いました。土地の所在は大宇戸畑字村下〇〇〇〇番外4筆で、県道の〇〇〇集落の下に位置しております。水稻栽培を中心とした兼業農家の譲受人が取得し、耕作をする計画です。現況は田で、水稻を作付する計画です。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、現在も譲受人が耕作しているそうです。権利の内容は所有権の移転で3条の有償移転です。譲受人の経営農地は40a以上あり、通作距離は約1kmで耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、トラクター、田植え機等所有し、農業従事者は本人を含め2名おり、取得後の耕作に問題はありません。</p> <p>番号5の調査結果を報告します。4月8日、譲受人ほか5名で、現地確認を行いました。土地の所在は大宇戸畑字村下〇〇〇〇番外1筆で、合計面積は2,221㎡です。番号1と同じ場所に位置しております。水稻栽培を中心とした兼業農家の譲受人が取得し耕作する計画です。現況は田で、水稻を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で3条の有償移転です。譲渡人は〇〇市に在住しているため、耕作が難しいという理由です。譲受人の経営農地は40a以上あり、通作距離は約1kmで耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、トラクター、田植え機等を所有し、農業従事者は3名で、取得後の耕作に問題はありません。</p> <p>番号6の調査結果を報告します。4月8日、譲受人ほか4名で、現地確認を行いました。土地の所在は大宇森字郷町〇〇〇〇番1外1筆で、合計面積515㎡の畑です。〇〇〇〇〇〇から約500m、〇川の近くに位置しております。水稻栽培を中心とした兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。取得後は果樹を植える予定です。譲受人の経営農地は40a以上あり、通作距離は約500mで耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、トラクター、田植え機等所有し、農業従事者は本人他2名おり、取得後の耕作に問題はありません。</p>
1 番委員	<p>番号2の調査結果を報告します。4月5日、申請者の〇〇さんと、事務局とで現地を確認しました。土地の所在は大宇戸畑字本田上〇〇番、地目は田、農用内です。面積は2,562㎡です。譲渡人は〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇〇さんです。水稻栽培を中心とした兼業農家の譲受人が取得し、耕作する予定です。現況は田で、水稻を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転です。譲渡人の</p>

	<p>〇〇〇〇さんが、後継者がいないということでの、農地の権利移動です。譲受人の耕作面積は100a以上あり、家の近くにあり、耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、トラクター、田植え機等所有し、農業従事者は本人で、取得後の耕作に問題はありません。</p>
2番委員	<p>番号3の調査結果を報告します。4月5日、譲受人と事務局とで現地確認をしました。土地の所在は大字〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の近くに位置しております。水稻栽培を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田、WCSを作付する計画です。権利の内容は所有権の移転です。譲渡人が高齢のためという理由です。譲受人の耕作面積は40a以上あり、通作距離は約300m、耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、トラクター、田植え機等所有し、農業従事者は本人ほか1名で、取得後の耕作に問題はありません。</p>
議長	<p>事務局は、補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(農地法第3条の説明)</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の、番号1～3、5～6について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。番号1～3、5～6は原案のとおり決定いたします。 続きまして、番号4の審議を行います。 〇〇委員、いったんご退席をよろしくをお願いします。 (〇〇委員退出)</p>

議長	<p>それでは、番号4の審議を行います。 担当委員の説明ですが、 番号2を1番委員、お願いします。</p>
1番委員	<p>番号4の調査結果を報告します。4月5日、申請者と事務局とで現地確認をしました。土地の所在は大字小田字冷酒庵〇〇〇番外4筆で、面積合計5,363㎡です。水稻栽培を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する予定です。現況は田で、水稻を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転です。譲渡人が遠方という理由での、農地の権利移動です。譲受人の耕作面積は800a以上あります。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、トラクター、田植え機等所有し、農業従事者は本人で、取得後の耕作に問題はありません。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>無いようでしたら、採決します。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の、番号4について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。番号4は原案のとおり決定します。 (〇〇委員入室)</p>
議長	<p>次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。 番号1、大字戸畑字上ノ平〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積2,172㎡です。5条の所有権の移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇市の有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、太陽光発電施設及び管理用駐車場用地としての転用です。農地の区分は、第2種</p>

	<p>農地と判断されます。担当委員は、4番委員です。</p> <p>番号2、大字大隈字孫女〇〇〇〇番〇〇で、登記簿地目は田、面積107㎡です。5条の所有権の移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇さん、譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、宅地拡張としての転用です。なお、平成27年に自宅兼〇〇〇を建設しており、追認案件です。農地の区分は、第1種農地と判断されます。担当委員は、3番委員です。</p> <p>以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を番号1を4番委員の代理で、私が説明します。</p> <p>番号2を3番委員、お願いします。</p>
7番会長	<p>それでは、番号1の調査結果を報告します。4月8日、申請者の代理人と事務局とで現地確認をしました。土地の所在は大字戸畑字上ノ平〇〇〇〇番〇で、〇〇集落と町道の上に位置しております。太陽光発電施設を設置する計画です。周辺の農地に影響がない計画です。現在は耕作されておらず、管理されている土地です。急傾斜地の田んぼになります。下に集落がありますが、現在ある排水路を利用する計画で、周辺の農地、水路など農業に影響を及ぼすような計画ではありません。以上報告を終わります。</p>
3番委員	<p>番号2の調査結果を報告します。4月5日、申請者の代理人と事務局と現地確認をしました。土地の所在は、〇〇〇〇〇〇〇〇の裏になります。田を宅地に転用する計画です。現況は宅地です。周囲には、農地・宅地があります。隣接の農地には影響がない計画です。権利の内容は所有権の移転です。平成27年に、今の住宅を建設しており、無断転用案件のため、始末書を提出しています。土砂の流出、崩壊、その他災害の発生、周辺の農地の営農条件に支障を生じる恐れはありません。過去に農地法の違反はありません。以上、報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局は、補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(農地法第4条・5条の説明)</p>

議長	それでは、質疑はありませんか。
推進委員	1番の件ですが、傾斜地のようですが、大丈夫ですか。
農業委員	現状のままでパネルを載せるということで、あまり影響がないようには思いますが、雨水等が下の集落に影響があると悪いので、今一度業者と確認をお願いしますと伝えてあります。
事務局	補足説明です。 土地の造成という所でいうと、この農地の表土を剥ぎ、整地をして、パネルを設置するというので、傾斜の形を変えるような工事は行わないということです。その点から、土砂の流出等の影響は少ないのではないかと思います。
議長	他に何かありませんか。
事務局	また、補足説明ですが、番号2ですが、委員の説明にもありましたが、追認ということで、議案には平成27年と記載させていただいています。本来許可は、着工する前の事前に許可を取ってもらうこととなります。先に作るということは無断転用ということになります。ただ、正しく申請を出せば許可が出る場合は、事後になります。追認という形で、許可を出せることになっています。始末書というものを申請者に提出していただくようにしております。
推進委員	太陽光の許可を受けて、土地は農地ではなくなるのですか。
農業委員	雑種地になると思います。農地の転用ですので、農地ではなくなります。
推進委員	私は、〇〇集落を通ることがありますが、この農地の上にある町道で下がっている部分があります。設置する時に問題はないでしょうか。道路が危ないのではないかと。
事務局長	建設水道課のほうに、現地を確認するよう、伝えます。
議長	質疑がなければ採決をとります。議案第2号、農地法第5条第1

農業委員	<p>項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付します。</p> <p>次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別冊の議案第3号の最後のページをご覧ください。利用権の設定の新規ですが、</p> <p>3年未満が 1件で、 3,103㎡、 3年～5年が16件で、 35,261㎡、 6年～9年が 1件で、 5,801㎡、 10年以上が 5件で、 9,587㎡、 以上、合計 23件で、面積が 53,752㎡です。</p> <p>なお、9ページの番号23については、農地中間管理事業を利用している農地の、農地中間管理機構と所有者の契約内容の変更です。変更内容は、使用貸借から賃貸借への変更となります。以上です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第3号については、原案どおり承認します。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号、200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地</p>

	<p>とする届出が2件、届出されております。内容についてはご一読ください。</p> <p>報告第2号、農地法第3条の3条第1項の規定による届出（相続による所有権移転）が3件、届出されております。内容については、ご一読ください。</p> <p>報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約が10件、届出されております。内容についてはご一読ください。</p> <p>報告第4号、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人の要件確認書が2件報告されています。報告のありました団体につきましては、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを報告いたします。内容についてはご一読ください。以上です。</p>
議長	何か質疑はありませんか。
議長	無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。
	(省略)
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会4月定例総会を閉会します。